

# 商店街 デジタル活用 アドバイザー

派遣費用 **無料**

受付期間

令和7年

1月31日(金)まで

## 「商店街デジタル活用アドバイザー」とは

商店街でのお悩みや課題に対し、デジタルを活用した解決を支援するため、商店街等にデジタル活用の専門家を「商店街デジタル活用アドバイザー」として派遣します。

アドバイザー  
派遣事業者

特定非営利活動法人  
まちづくりエージェンツ  
SIDE BEACH CITY.

商店街のそのお悩み  
**デジタル**  
で解決してみませんか

会員同士の情報共有をもっと活発にしたい…

スマートフォンアプリを活用すれば解決できるかもしれません！

もっとお客さんに商店街の魅力を知ってもらいたい…

SNSや動画を活用すれば解決できるかもしれません！

## 申込の要件

申込できる団体 : 商店会、区商店街連合会

派遣回数 : 1団体につき、1回あたり2時間以内、同一年度内に最大3回<sup>※1</sup>まで利用可能

派遣可能日時・時間 : 令和7年3月14日(金)までの、土日祝日を除く、平日9時から17時<sup>※2</sup>まで

※1 複数商店街合同で利用した場合は、それぞれの商店街で1回利用したものとみなします。

※2 上記日時以外でも派遣できることがあります。横浜市担当者までご相談ください。

## 申込方法

次のいずれかの方法でお申し込みください。申込後に横浜市担当者から、別途、申込者に連絡いたします。

①二次元コード、もしくはインターネットで「横浜市商店街デジタル活用アドバイザー」と検索し、申込フォームからお申し込みください。



横浜市商店街デジタル活用アドバイザー



※申込フォームには、「横浜市電子申請・届出システム」を使用します。

②裏面の申込用紙に記入し、FAX送信してお申し込みください。

アドバイザーの派遣を希望する日の

**10営業日前までにお申し込みください。**

※10営業日前を過ぎて申込みいただいた場合、日程等のご希望に沿えないことがあります。ご了承ください。

お問合せ

横浜市 経済局 商業振興課 tel:045-671-3488 / mail:ke-syogyo@city.yokohama.jp

# 令和6年度 商店街デジタル活用アドバイザー申込用紙

提出先:横浜市経済局商業振興課 FAX 045-664-9533

着確認のため、FAXもしくはEメール送信後、TEL 045-671-3488までご一報ください

## 申込団体

団体名	フリガナ 代表者氏名
フリガナ 連絡担当者 氏名	連絡先(電話番号) ----- ※日中、連絡の取れる電話番号を入力してください 連絡先(Eメール)

## 申込内容

該当する□にレ点☑を記入してください

希望する実施形式  講座形式 (例: 会員向けにデジタル活用講座を開催してほしい)  
 相談会形式 (例: デジタルの導入について相談に乗ってほしい)

派遣希望日時	【第1希望】 ___月 ___日 ( ___曜日) ___時~___時	アドバイザー派遣 当日の参加予定 人数 ___人
※土日祝日を除く、平日 を記入してください。 ※9時から17時の間で 記入してください。	【第2希望】 ___月 ___日 ( ___曜日) ___時~___時	※おおよその人数で構いません
	【第3希望】 ___月 ___日 ( ___曜日) ___時~___時	

## 相談内容

相談したいことやアドバイザーに伝えたいこと(商店街のお悩み・課題等)を記入してください

- 記入例) ①会員同士の情報共有をもっと活発にしたい。スマホのアプリを使ってみたい。  
②もっとお客さんに商店街の魅力を知ってもらいたい。SNSで動画発信を試みたい。  
③地域の方は、商店街のことをどう思っているのだろうか?オンラインアンケートをとってみたい。

個人情報の取り扱いについて、以下の内容を確認し、□にレ点☑チェックを記入してください。

- 個人情報の保護に関する法に基づき、適正に管理します。
- ご入力いただきました個人情報は、本事業のみに利用させていただきます。
- ご入力いただきました個人情報は、本事業の委託先事業者にも提供いたしますが、無断でその他第三者に提供することはありません。

個人情報の取り扱いについて、同意しました。

## アドバイザー派遣の流れ



## 注意事項

- ・アドバイザー派遣費用は、無料です。
- ・アドバイザー派遣当日の会場手配や運営は、申込者で行ってください。
- ・オンラインでの相談にも対応できることがあります。横浜市担当者までご相談ください。
- ・デジタル機器等の設置・設定、システムの構築などの作業に専念するような内容は、派遣対象外です。
- ・アドバイザー派遣は、事業者へ委託して実施します。
- ・アドバイザーの派遣にあたり、個人情報を含む申込内容を委託先事業者にも提供します。